

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	かながわ森林基金条例		
条 例 番 号	平成 2 年神奈川県条例第 7 号	法 規 集	第 9 編第 5 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部森林課		
条 例 の 概 要	健全な森林を育成するのに必要な経費を積み立てるための、かながわ森林基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	かながわ森林基金は、健全な森林を育成するのに必要な経費を積み立てるために設けられたもので、現在でも設置する必要がある。この条例は地方自治法第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、かながわ森林基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	かながわ森林基金の運用益は、県民運動事業や買入れた森林の維持・管理に活用されているが、毎年、20,000 千円程度基金に積み増ししている状況であり、積み立てている益金等を今後の森林の育成のため有効に活用していく方策を検討する必要がある。	H19 益金事業費 91,119 千円 基金積立金 19,350 千円 H20 益金事業費 89,424 千円 基金積立金 22,068 千円
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	かながわ森林基金は、国債などの公共債などで運用されており、その事務執行・運用は、効率的に行われている。	H18 運用額 7,163,888 千円 運用益 104,624 千円 H19 運用額 7,181,028 千円 運用益 109,865 千円
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	かながわ森林基金は、水源環境保全・再生や農林水産業の活性化を推進する県の総合計画である「神奈川力構想」及び荒廃した森林の再生を県民協働で進める「かながわ森林再生 50 年構想」に適合するものである。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法上の基金として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 ○改正・廃止を検討する。	基金の運用益等の有効活用を図るため。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 ○ 無